

## (5) 外部との連携について② ～福祉等編～

### (a) 福祉との連携について

平成 24 年 4 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課から示された「**児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について(概要)**」の通知の中では、次のように述べています。

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所（以下「障害児通所支援事業所等」という。）が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画（以下「個別の教育支援計画等」という。）と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画（以下「障害児支援利用計画等」という。）が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい。

\* 下線は、本資料作成に当たって福島県特別支援教育センターにおいて追記

**「学びの連続性」と共に、子どもたちの「暮らしの連続性」が大切です。**

### (b) 福祉との連携・協働を進めていくための教育側としての3つの留意点

#### ① 様々な福祉サービス機関等の内容の理解

子どもがどのような福祉サービスを利用しているか、その内容を理解し、子どもたちの学校以外の生活を知ることがとても重要です。学校生活も、子どもにとっては生活の一部です。

#### ② 必要な情報の共有と役割分担

個別の教育支援計画、連絡ノート等を活用しての情報共有や本人のよりよい生活を考えるのケース会議を実施するなど、それぞれの役割分担を明確にし、子どもにとって安心して安全に過ごせるようにしていきます。

#### ③ 子どもたちが「社会」で生活する姿をイメージした連携

生徒は高等学校等を卒業し、就労する時にも、何らかの困難さを抱えていることが多いです。「卒業後の生活」を支えるために、在学中から成人になっても相談や支援を受けることができる体制を連携しながら構築し、卒業後の生活につなげることが大切です。



福祉等のサービスっていろいろあって、よく分かりません。保護者からも「どこに相談したらいいの？」と相談されたのですが……。

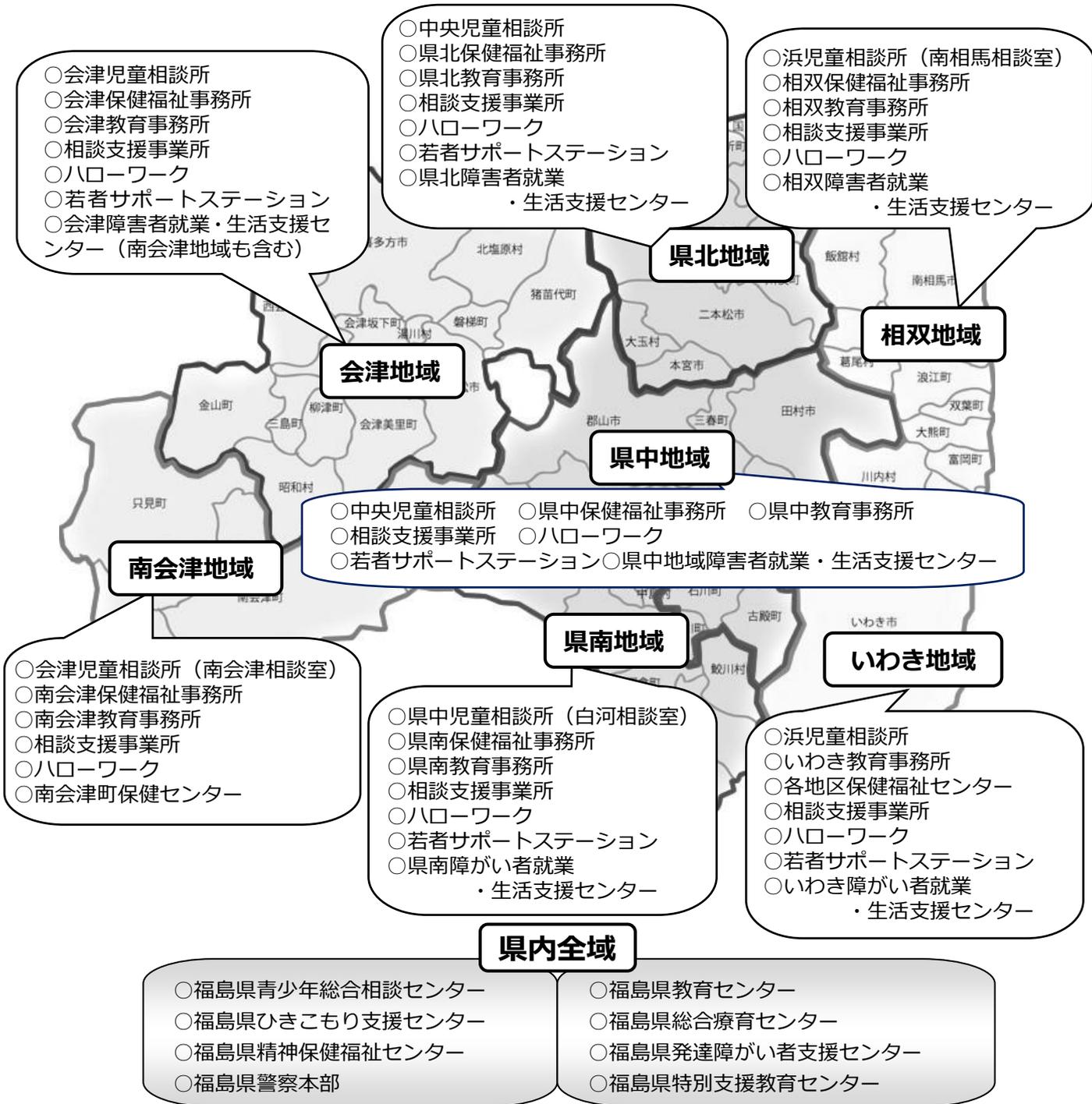
基本的には、住んでいる自治体（市町村）に問い合わせてください。相談したい内容について説明すれば、適切な相談窓口を紹介してもらえます。



(c) 県内各地の相談機関

《 悩んでいる青少年やご家族の皆さんが相談できる場所 》

参考：「ふくしま相談支援まっぷ」福島県青少年総合相談センター（平成 29 年 6 月）



障がい福祉サービスについては第IV章-3(2)『障がい福祉サービスの概要を知りたい』(239p)で、相談機関については第IV章-3(3)『相談機関の概要を知りたい』(240p)で紹介していますので、相談機関を選択する際の参考にしてください。



一人で抱えない！ 地域の総力で支える！